

船橋市教育委員会会議臨時会会議録

1. 日 時 令和3年8月24日(火)
開 会 午前10時00分
閉 会 午前10時59分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 鎌 田 元 弘
委 員 小 島 千 鶴

4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生
管理部長 森 昌 春
生涯学習部長 三 澤 史 子
管理部参事兼施設課長 安 藤 明 宏
教育総務課長 五十嵐 正 樹
学務課長 日 高 祐 一 郎
指導課長 掛 村 利 弘
保健体育課長 高 橋 和 宏
総合教育センター所長 仲 臺 和 浩
社会教育課長 牟 田 重 実
文化課長 松 田 修
中央公民館長 関 根 努
西図書館長 柴 山 和 香 子
児童生徒防犯安全対策室長 岩 田 敬 一
総合教育センター教育支援室長 藤 原 裕 子
市立船橋高校事務長 須 藤 伸 也

5. 議 題
第1 議決事項
議案第32号 船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
議案第33号 船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第34号 教育財産の用途廃止について
議案第35号 令和3年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

て

議案第36号 令和3年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

て

議案第37号 令和3年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

て

第2 報告事項

- (1) 小学校の通学路の緊急一斉点検の結果について
- (2) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議臨時会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たり、佐藤委員及び鳥海委員が所用により欠席との連絡がありましたのでご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものいたします。

それでは、議事に入りますが、先ほど事務局から「令和3年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」の議案が3件追加で提出され、「小学校の通学路の緊急一斉点検の結果について」の報告事項が1件追加で提出されましたので、船橋市教育委員会会議規則第7条に基づき、本日の議事日程において、当該議案を議案第35号から議案第37号、報告事項(1)として追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

議案第35号から議案第37号、報告事項(1)については、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第32号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

お手元の資料、別冊1の1ページ、議案第32号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

今回の改正は、大きく分けると4つの理由がございます。理由ごとに内容を説明いたします。

1つ目は、学区選択の実態に合わせ、選択地域の解消を図るものです。

資料7ページをご覧ください。

緑色に塗った地域については、現在は塚田小学校の学区ですが、入学、転入学時に法典西小学校も選択できる地域です。こちらの地域については、ここ数年間法典西小学校を選択して入学している児童だけであり、現在この地域から塚田小学校に通学している児童はおりません。この実態に合わせ、選択地域を解消し、塚田小学校の学区から法典西小学校の学区に変更するものです。

同じように、地図の緑色の箇所の上に緑の斜線の地域を示しておりますが、こちらは、現在は旭中学校の学区ですが、行田中学校も選択できる地域です。中学校についても、行田中学校に通学している生徒しかいない実態に合わせて、旭中学校の学区から行田中学校の学区に変更します。

1つ目の理由に関する説明は以上です。

2つ目は、建物指定の解消です。

資料8ページをご覧ください。

水色で色づけしてある地域は船橋中学校の学区で、海神中学校を選択することができる地域なのですが、赤字でマンション名を記している建物については、周辺地域とは違い、入学する中学校を選択できない建物指定となっております。

この建物指定というのは、大型のマンション開発により、1つの学校で児童・生徒数が急激に増加してしまうことを防ぐため、建物ごとに指定校を定めて児童・生徒数の調整を行うものですが、マンションの開発から何年もたち、今は児童・生徒数も少ないため、現在海神中学校が指定校となっている4つの建物について、周辺地域と同様に船橋中学校の学区とし、海神中学校を選べるものとするものです。

次に、3つ目の理由、特別区域の解消について説明いたします。

資料9ページをご覧ください。

地図上のピンク色と紫色に塗った地域は、小学校が2校から選択できる地域です。通常選択できる地域でも規則上指定校があつて、別途選択できる学校を設けていますが、

この地域については規則上の扱いが違い、指定校を設けていない特別地域としております。

選択地域と特別地域、何が違うのかということになりますが、規則上の違いというだけで、入学時に選択していただくということについては、何も違いがありません。

資料5ページをご覧ください。

規則上、別表その3としており、他の選択地域とは別の扱いとしています。現在は、ピンク色の地域については、船橋小学校に25人、海神小学校が65人在籍しています。紫色の地域については、八栄小学校に13人、塚田小学校に4人在籍しています。特別地域であっても選択地域であっても保護者にとっては何も変わりませんので、改めて規則を改正し、特別地域を解消し指定校を設けることが今回の諮問の内容となります。規則の改正後、現状どおり選択できる学校を設定いたします。

最後に、4つ目は、住居表示の新たな付番に伴う規定の整備を行うものでございます。

資料10ページをご覧ください。

大穴北小学校及び大穴中学校の学区についてですが、大穴4丁目29番の中に新たな建物が建ち、学区表にない号表示が新たに付番されましたので、通学区域規則を改正して、その号表示を規則に盛り込む必要が生じました。

新規に住居表示が付番されたことに伴う改正でございますので、通学区域の線引き自体を変更するものではないことを申し添えます。

以上の通学区域の追加設定または削除については、学区審議会に令和3年8月6日に諮問し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面会議にて学区審議会委員の皆様のご意見を頂戴し、8月20日付で事務局原案のとおり答申をいただいております。

以上、議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見とかご質問がございましたらお願いいたします。

【鎌田委員】

大変分かりやすい図をつくっていただきましてありがとうございます。

4ついずれとも合理的事由があって、よいかなと思いました。

以上です。

【教育長】

ありがとうございます。

それでは、議案第32号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第32号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第33号について、社会教育課、説明願います。

【社会教育課長】

議案第33号「船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、資料は本冊1、2ページでございます。

以前、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の対応が取られていた際、県からは公共施設の開館は20時までとされていましたが、本市の公民館は3時間を1コマで使用料を設定しており、条例規則では免除と5割減額しか規定がないため、18時から21時のコマの利用は制限せざるを得ませんでした。

しかしながら、夜しか活動ができないサークルからは、20時までの利用の要望が多く寄せられ、また、まん延防止等重点措置の対象地域となっていた千葉、市川、習志野、松戸市の公民館では、20時まで開館しているといった状況がございました。

現在、新型コロナウイルス感染症は爆発的な感染拡大の状況となっておりますが、今後、感染者数が下がりきらない中で、再度まん延防止等重点措置の対象地域となった場合に、20時まで公民館が開館できるよう、施行規則第8条に第3項として施設使用料の一部を減額する場合を規定し、整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第33号「船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第33号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第34号について、文化課、説明してください。

【文化課長】

議案第34号について、文化課よりご説明させていただきます。

資料の本冊3、4ページをご覧ください。

本件は、平成27年に寄附を受けた吉澤野球博物館の跡地を活用するに当たり、同土地と建物について、教育財産の用途廃止を行うための議案でございます。

本冊4ページをご覧ください。

旧吉澤野球博物館は、本中山にある西部公民館に隣接した築40年を超える施設です。建物の状況の欄に記載されているように、建物の構造上に課題があり、このままの状態では公共施設としての活用が難しい状況です。

そのため、現在まで資料の倉庫兼学芸員の作業場として利用してきましたが、6月に資料を郷土資料館三山分室に移管したことから、文化課としてこれ以上の活用は難しいと判断しました。

このことから、令和4年3月31日をもって、旧吉澤野球博物館について教育財産としての用途を廃止したく考えております。

説明は以上となります。本議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

耐震基準を満たさないということの理解でよろしいのでしょうか。

【文化課長】

耐震基準というより、2階建てになっているんですけども、2階建ての部分の設計図がなくて、建築の確認の完了を受けていないということでございます。

【教育長】

ほかによろしいですか。

それでは、議案第34号「教育財産の用途廃止について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第34号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第35号について、社会教育課、説明願います。

【社会教育課長】

議案第35号、令和3年度船橋市一般会計補正予算について、資料は別冊2の14、15ページになります。

左側、科目の目10社会教育総務費、これは、ふなばし市民大学校を廃止予定の視聴覚センター跡地に移転するため、移転費用等を補正するもので、補正額は、廃棄物処分等の委託料及び備品購入費で180万円となります。

次に、目25視聴覚センター費、これは、視聴覚センターを廃止するため、修繕費用等を補正するもので、補正額は、施設修繕等の需用費及び廃棄物処分の委託料で850万円となります。

詳細につきましては、先日の8月定例会でご説明させていただいたとおりでございます。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第35号「令和3年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第35号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第36号について、続いて社会教育課、説明願います。

【社会教育課長】

議案第36号、船橋市視聴覚センター条例を廃止する条例について、資料は同じく別冊2、24ページでございます。

条例案の提出理由につきましては、前回の8月定例会にて説明したとおりでございます。視聴覚教育を取り巻く環境の変化により視聴覚センターを廃止することとしたため、同センター条例を廃止する必要があるためでございます。

説明は以上となります。

【教育長】

それでは、何かご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、議案第36号「令和3年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第36号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第37号について、教育総務課から順に説明願います。

【教育総務課長】

議案第37号「令和3年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」、ご説明いたします。

資料は、別冊2の42ページ、43ページ、表の中段の一般会計の歳出の55款教育費についてご説明いたします。

教育費の支出済額は、43ページ、一番左の列になりますが、合計で331億7,029万3,659円となっております。また、こちらは資料にはございませんが、令和元年度の決算額と比較し、歳出は約86億1,000万円の増となっております。

主な増額要因は、この後、各所属からの説明もございますが、塚田第二小学校建設費やICT機器整備費などがございます。

なお、一般会計全体の歳出は、43ページ、同じく一番左の列の支出済額の欄の一番下にあるとおり、2,840億3,694万1,131円でございます。

次に、左から2番目の列、翌年度繰越額の欄をご覧ください。教育費の翌年度繰越額は52億3,967万5,850円です。

そして左から3番目の列、不用額の欄をご覧ください。教育費の不用額は28億6,

776万5,940円となります。

教育委員会全体の決算の概要についての説明は以上となります。

続きまして、各所属から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【施設課長】

それでは、施設課からご説明いたします。

別冊2の160、161ページをご覧ください。

中段の小学校費の校舎整備費については、決算額16億9,772万4,000円で、内容は5校の外壁改修工事や32校のトイレ改修工事などでございます。

次の体育館整備費は、決算額が2億2,940万5,000円で、内容は3校の体育館天井照明等改修工事や3校の体育館トイレ改修工事などでございます。

続いて、164、165ページをご覧ください。

上段の（仮称）塚田第二小学校建設費ですが、3年間の継続事業の3年目分なので、決算額が30億9,133万2,000円でございます。

次に、168、169ページをご覧ください。

下段の中学校費の校舎整備費については、決算額7億7,572万8,000円で、内容は12校のトイレ改修工事や9校の外壁改修工事などでございます。

続いて、170、171ページをご覧ください。

上段の体育館整備費は、決算額が3億7,378万6,000円で、内容は6校の体育館天井照明等改修工事や4校の体育館トイレ改修工事などでございます。

最後に、174、175ページをご覧ください。

上段の特別支援学校費の施設整備費については、決算額1億176万9,000円で、内容は校舎内部改修工事や外壁改修工事などでございます。

施設課からは以上でございます。

【学務課長】

続きまして、学務課から就学援助事業についてご説明いたします。

別冊2の158から159ページが小学校分、166、167ページが中学校分の記載でございます。

就学援助事業は、児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための援助であり、決算額は、小学校費の学務課分として9,686万7,000円、中学校費で6,479万円でございます。

平成30年度から令和元年度にかけ、中学校のクラブ活動費や卒業アルバム代に要する費用についての新設や、各種費目の増額を実施してきたところですが、令和2年度につきましても、新入学児童・生徒学用品費をはじめ、各種費目の支給単価の引上げを実

施いたしました。

また、近年の就学援助の認定者数は、全国的な傾向と同様に微減で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は大幅に増加しております。今後もこの影響が続くと予測されますので、制度周知に努め、必要な方にご利用いただけるように努めてまいります。

学務課からは以上でございます。

【指導課長】

指導課からは、別冊資料2の150ページから151ページに記載されておりますスクールロイヤー活用事業費及び154ページ、155ページに記載されている国際理解教育費のうち新型コロナウイルス感染症対策のもの、156ページ、157ページに記載されている教育課程指導費のうち新型コロナウイルス感染症対策の3つの事業について説明させていただきます。

はじめに、150ページ、151ページに記載されておりますスクールロイヤー活用事業費でございます。

この事業は、令和2年度から開始の新規事業で、決算額は123万8,000円でございます。事業内容は、学校からの法的相談に対して弁護士の方から助言を得られる体制を整えること、児童・生徒向けのいじめやSNSの危険等の問題の予防教育に関する出張授業や教職員向けの研修会の実施などでございます。

令和2年度の実績といたしましては、相談件数は37件、出張授業の件数は12校、14回でございます。

次に、154ページ、155ページ記載の国際理解教育費のうち新型コロナウイルス感染症対策についてご説明いたします。

決算額は627万円でございます。事業内容といたしましては、市立小・中・特別支援学校に通う日本語指導が必要な児童・生徒にコロナ禍での家庭学習支援等を行うため、翻訳機を購入し貸与したものでございます。

購入台数は200台で、希望する児童・生徒に貸与を行い、家庭に持ち帰っての家庭学習、学校生活における授業及び教員や友達とのコミュニケーションで活用されております。

今後も帰国外国人児童・生徒が速やかに日本の教育への適応を図ることができるよう、支援体制の充実を図ってまいります。

最後に、156ページ、157ページに記載のございます教育課程指導費（新型コロナウイルス感染症対策）についてでございます。

決算額は2,559万2,000円でございます。事業内容といたしましては、コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市立小・中・特別支援学校の修学旅行等を中止したことによるキャンセル料を助成したものでございます。内訳は、小学校52校、中学校2

7校、特別支援学校1校でございます。

指導課からは以上でございます。

【保健体育課長】

保健体育課から説明させていただきます。

資料170ページ、171ページをご覧ください。

上から2つ目の事業です。事業名は給食室等整備費、内容は、前原中学校ランチルームの増設についてです。

前原中学校におきましては、生徒数増加に伴い、ランチルームの増築につきまして長年整備手法等について検討してまいりました。これ以上机を配置できるスペースもなく、また、今後さらに生徒数が増加する推計も出ていることから、既存のランチルームの南側に199平方メートルの建物を増設し、約200人分の喫食できるスペースを整備いたしました。

なお、契約は賃貸借契約で、期間は令和3年3月から令和8年2月までの60か月で、月63万8,000円の賃借料となります。

続きまして、184ページ、185ページをご覧ください。

上から4つ目の事業です。事業名は学校保健費、新型コロナウイルス感染症対策のためのものです。内容は、トイレ清掃・消毒作業についてです。

新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、地方創生臨時交付金等を活用し、校内のトイレの設置数やスクールサポートスタッフの配置状況に応じて、清掃・消毒作業の一部を業者に委託し、教職員の負担軽減を図ってまいりました。また、併せて消毒に必要な消耗品を購入いたしました。

トイレ清掃・消毒作業の委託について、小学校38校、中学校19校及び特別支援学校で実施し、決算額は委託料で6,423万4,000円、消毒液や洗剤等の消耗品の購入費で580万9,000円です。

実施後のアンケートでは、教職員の負担軽減となったという意見が数多くあり、また、児童・生徒によるトイレ清掃再開に向けても、スムーズな移行ができたので、実効性があったものと考えております。

続きまして、186ページ、187ページをご覧ください。

上から1、3、5番目の事業についての説明です。

事業名は小学校給食費、新型コロナウイルス感染症対策のものです。それと中学校給食費、特別支援学校給食費、同様に新型コロナウイルス感染症対策のものについてです。

内容は、スポットクーラーの設置についてです。夏季期間中の暑さ対策として、給食調理員の安全な調理環境を整備するため、国の補助金を活用し、各小・中・特別支援学校の給食調理室内にスポットクーラーを設置いたしました。

主な設置場所につきましては、回転釜付近や食器洗浄機など大きな熱が出る備品の近

くへ設置いたしました。各校ごとに調理室の広さや備品の配置状況が異なりますので、最終的には現場の意見を伺いながら、各校の状況に合わせて設置する場所を決定しております。

スポットクーラーは、給食調理室全体を冷やすものではありませんが、局所的に体を冷やす効果があると現場から声をいただいております。全校3台ずつ設置し、決算額は、小学校分で2,781万5,000円、中学校分で1,390万8,000円、特別支援学校分で51万5,000円です。

保健体育課からは以上です。

【総合教育センター所長】

よろしく願いいたします。

総合教育センターからは、ICT機器関係についてご説明いたします。

別冊資料156ページ、157ページをご覧くださいと思います。

上段にありますICT学習支援事業費についてです。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、通信環境や学習用端末が整っていない家庭に対し、学校の臨時休業時などにタブレットなどを貸し出し、オンライン学習などの活用ができるよう通信環境の整備を行いました。主にモバイルルーター及び通信費で8,811万円ということで、決算ということになります。

続きまして、ICT機器整備費についてご説明します。

この内容は、昨年度、GIGAスクール構想の実現を目指し、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを中心に整備を行いました。この件について、小学校・中学校・特別支援学校の順にご説明いたします。

資料158ページ、159ページをご覧ください。

上段の小学校費、ICT機器整備費からご説明いたします。

まず1つ目は、1人1台端末の購入についてです。

昨年度、当初は国が示したロードマップのとおり、1人1台端末を令和4年度までに導入する計画でした。しかし新型コロナウイルス感染症拡大を受け、年度の途中から国から急遽計画の前倒しの方針が示されました。そのため、当初予算などでのリースによるiPad、これが2万1,859台の導入であったんですけども、より円滑に導入を進めるために、地方創生臨時交付金を活用し、残りの1万1,934台を購入することで、昨年度末までに1人1台端末を実現することができました。

内訳といたしましては、賃貸借料、これが5,664万5,000円、購入費は10億6,722万円になります。

2つ目は、電子黒板購入費についてです。

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画、これに基づき、小学校の3年生から6年生全普通学級と特別支援学級に785台を整備いたしました。購入費は5億2,50

5万1,000円になります。

3つ目は、学習ドリルソフトの購入費についてです。

新型コロナウイルス感染症蔓延時の臨時休業等に備え、学習ドリルソフトを前倒しで整備いたしました。費用といたしましては712万8,000円になります。

4つ目といたしまして、高速大容量の校内通信ネットワークを整備いたしました。

こちらの整備費は7億772万5,000円で、これは令和元年度の繰越明許費繰越分ということになります。

続きまして、166ページ、167ページの上段をご覧ください。

中学校費、ICT機器整備費です。

中学校では、1人1台端末としてクロームブックを整備いたしました。小学校と同様に、リースで1万4,100台、そして残り1,663台については地方創生臨時交付金を活用して購入いたしました。賃貸借料が1,960万4,000円、購入費が1億3,867万5,000円になります。

また、小学校と同様に、学習用ドリルソフト購入費356万4,000円、校内通信ネットワーク整備費は3億878万8,000円ということになります。

最後に、172ページ、173ページをご覧ください。

こちらは下段のほうになります。特別支援学校費、学校運営費についてです。

特別支援学校では、1人1台端末としてiPadを整備しました。130台をリース、そして残り235台を地方創生臨時交付金を活用して購入いたしました。内訳は、賃貸借料が13万9,000円、購入費が2,398万円になります。

また、特別支援学校では、電子黒板を23台整備いたしました。購入費が1,549万6,000円、そして学習用ドリル購入費が26万4,000円、校内通信ネットワーク整備費が1,968万8,000円ということになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

【市立船橋高等学校事務長】

市立船橋高校から説明させていただきます。

同じく主要な施策のページの172ページと173ページの上段をご覧ください。

学校運営費のうち校内通信ネットワーク整備費、決算額1,999万8,000円についてご説明いたします。

GIGAスクール構想の実現に向けて、校内に高速大容量の通信ネットワークの整備を目指し、令和元年度3月に補正予算で計上させていただいたものです。予算は令和2年度に繰り越し、夏休み期間中を利用して、全教室への無線LANのアクセスポイントの設置や光ケーブルの設置などの通信ネットワークの整備を行ったものでございます。

続きまして、その下の海外交流費、姉妹校等交流費の短期留学代替事業、決算額22万5,000円についてご説明いたします。

本事業は、姉妹校の短期交換留学生の派遣や受入れと、語学留学のための短期留学生の派遣に関する事業ではございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策により、これらの事業は中止となりました。

そのような中、語学留学のための短期派遣が特色となっている普通科の国際交流コースの2年生に対して、代替事業として自宅から本校に通学する方法で現地校とのオンライン交流による語学研修を、年度末に2日半の日程で希望者27名に実施したものでございます。

最後に、施設整備費の外壁剥落防止・屋上防水・トイレ改修工事の決算額1億6,592万4,000円についてご説明いたします。

老朽化した第1体育館の外壁改修と屋上防水、及び特別教室棟の西側のトイレの改修に伴う工事費等となります。

なお、今年度は第2体育館の外壁改修や普通教室棟の東側トイレの改修工事を行っているところでございます。

市立船橋高校からは以上でございます。

【文化課長】

文化課からは、主要事業の中から3事業についてご説明をさせていただきます。

174、175ページをご覧ください。

こちらの中央にあります市所蔵作品活用事業費737万円についてご説明いたします。

令和2年度は、財団法人清川記念館から寄贈いただいた美術品、清川コレクションが最終的に整ってから20年の節目に当たり、これを記念し、大規模な展覧会「椿貞雄と清川コレクション」展を開催いたしました。本事業費は、展覧会の展示運営委託費の経費499万4,000円と、所蔵美術作品の目録を兼ねた図録1,000部の作成費148万円が主な経費となります。

12月2日から22日間にわたり開催された展覧会では、市民ギャラリー全館に約250点の作品を展示し、2,015人の方に楽しんでいただきました。

次に、今説明させていただいた事業費の下で「(新型コロナウイルス感染症対策)」と記してある文科振興費69万6,000円についてご説明いたします。

コロナ禍の中、新しい生活様式の下で、自宅にしながら文化芸術体験ができる機会を提供するため、市所蔵美術品をインターネット上で紹介する(仮称)船橋市バーチャル美術館を開設する事業です。この事業は、地方創生臨時交付金を活用し、566万1,000円の予算を計上していたものです。

しかしながら、バーチャル美術館の中核をなす「椿貞雄と清川コレクション」展が昨年12月の開催であったため、令和2年度につきましては、撮影までは終了いたしました。撮影した画像が編集後にホームページ構築作業を行う必要があり、業務を完了することができませんでした。そのため、466万円を令和3年度に繰り越しさせていた

だいており、令和2年度におきましては、資料写真撮影費と収蔵作家のインタビュー動画制作に関する費用、合わせて69万6,000円が決算額となります。

現在の進捗状況ですが、ホームページの構築作業を進めているところで、令和4年1月に公開を予定しております。

最後になりますが、175ページの一番下に記載されております文化財調査諸経費1,038万5,000円についてご説明いたします。

これは、文化財調査保護に関する業務に必要な重機、備品等を借り上げる経費でございますが、令和2年度は、ここに玉川旅館の記録保存の経費677万円が含まれております。国の登録有形文化財の老舗割烹旅館玉川旅館が令和2年4月末で営業を取りやめ、6月に解体となったため、その前に写真・動画撮影や構造調査等を行いました。玉川旅館廃業、解体については令和2年4月に判明したため、補正予算を組む時間がなく、予備費と流用で対応させていただいております。

内容といたしましては、映像記録作成、建築写真撮影委託、それと建築物の専門家による調査費用、合わせて677万円でございます。

成果物といたしましては、令和2年12月からホームページ上で「玉川旅館物語」と題した動画を公開させていただいております。

令和3年度につきましては、報告書を12月に刊行する予定です。

文化課からの説明は以上となります。

【西図書館長】

それでは、図書館からご説明をさせていただきます。

資料は178ページ下段からでございます。

図書館管理運営費のうち、大穴小学校市民図書室の図書館とのネットワーク化に係る経費についてご説明をさせていただきます。

179ページをご覧ください。

事業は3つにまたがるのですが、主なものといたしまして、図書館運営費、決算額192万1,000円がございます。こちらは図書などの資料代や備品等に要した費用でございました。

続きまして、180ページをご覧ください。

上段になりますが、新型コロナウイルス感染症対策に関するものとして、こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただいたものでございますが、これにつきまして、図書館管理運営費から3点ご説明をさせていただきます。

181ページ上段をご覧ください。

まず、図書館運営費でございます。

令和2年度における電子書籍サービス導入に伴いまして、当初予定していた新聞・雑誌等のコンテンツに加えまして、料理や実用書、児童書などのコンテンツを加えること

で電子書籍の充実を図りました。この決算額は996万6,000円でございます。

次に、図書館システム管理運営費でございます。

コロナ禍におきまして、ご利用者がより安全に資料を借りることができる環境を整備するため、カウンターを介さずして図書を借りることができる予約棚システムを、未設置であった中央・東・北図書館に設置いたしました。決算額は1億2,192万1,000円でございます。

最後に、図書館施設管理費でございます。

先ほど、大穴小学校市民図書室についてご説明させていただきましたが、このネットワーク化に伴いまして、図書室の衛生環境向上のため、土足で入室できるよう床を改修いたしました。決算額は351万5,000円でございます。

以上でございます。

【教育長】

以上でございますけれども、何かもしご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【小島委員】

スクールロイヤー事業についてお尋ねします。150ページ、151ページのところで、不用額が出ているようなんですけれども、ここに残った要因について教えていただければと思います。

【指導課長】

スクールロイヤー活用事業については、1年間の実施を見越しておりましたけれども、開始までの時期が3か月ずれ込みまして、年間費用から3か月分減じたもの、12で割り戻したものの9か月分という数字で、その分の不用額でございます。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに何かもしありますでしょうか。

【鎌田委員】

厳しい財政状況の中で、臨時交付金の活用であるとか、限られた予算規模の中でもいろいろとハードの整備が行われて、各事業の推進がコロナ対策とうまく連動しながら組み立てられているなという印象を持ちました。

各部署、事務局が大変苦労されているなというのを予算の執行状況から見て感じました。大変お疲れさまでした。

以上です。

【教育長】

ほかに何かもしご質問等ございましたらお願いします。

それでは、議案第37号「令和3年第3回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第37号につきましては、原案どおり可決いたしました。ここで管理部長から、本日の議事日程について1点ご報告がございます。

【管理部長】

ご報告いたします。

本日、本来であれば議案を提出予定でありました小学校の教師用iPadの物品供給契約の締結についてであります。昨日8月23日の入札が不調となり、議案を調えることができませんでしたので、議案の提出を見送らせていただきました。

現在、市議会第3回の定例会で議決を得るために、再入札に向けて準備中でございます。教育委員会会議の議題として提出の準備が調い次第、会議等のご相談をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上です。

【教育長】

続きまして、報告事項（1）について、保健体育課、報告願います。

【児相生徒防犯安全対策室長】

保健体育課児童生徒防犯安全対策室から、小学校の通学路の緊急一斉点検の結果についてご報告させていただきます。

資料は、別冊3でございます。

それでは、1ページをご覧ください。

八街市における事故を受け、県教育委員会からの依頼により通学路の一斉点検を実施し、3ページ以降にございます報告書を提出したところでございます。

1、緊急一斉点検は、市教育委員会、学校、市道路部、警察、県葛南土木事務所等と

の合同で行い、実施期間は令和3年7月15日から8月6日、小学校全55校を対象に、261か所について実施いたしました。

2、県教育委員会への主な報告の内容でございます。

①危険箇所の場所 本町4丁目22番付近の道路ほか133か所。

②危険の内容 道幅や歩道が狭い、交通量が多いといったものでございます。

③安全対策の内容 路面標示、カラー舗装、外側線の設置など。

④安全対策の実施時期 市道路部においては令和4年2月末までに、警察及び県葛南土木事務所においては順次対応する予定となっております。

3、主な安全対策の内訳につきましては、以下のとおりとなっております。

4、今後につきましては、9月24日の文教委員会において報告する予定となっております。

また、文部科学省からも調査結果の報告を求められておりますので、今回の調査結果を基に提出する予定となっております。

報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

この点検箇所を選ばれたのは、通学している児童・生徒及び父兄のほうから情報を得て選ばれているのでしょうか。

【児童生徒防犯安全対策室長】

基本的には、学校がピックアップした箇所なのですが、保護者あるいは地域の方々からの意見も反映されているものと承知しております。

【教育長】

よろしいですか。

暑い中で本当に大変な作業だったと思います。通学路の安全面については、いろいろと改善しなければいけない点はあるのですが、まずは、飲酒運転をやめてもらうということが第一だと思っています。

続きまして、報告事項（2）その他で、何か報告したいことがある方は報告願います。

よろしいですか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時59分閉会

令和3年8月24日